

厚真町いのちを支える計画 (自殺対策計画)

令和元年度～令和4年度



～誰もが自殺に追い込まれることのない厚真町を目指して～

令和2年3月

厚 真 町

厚真町いのちを支える計画 目次 ————— ●

1	計画の趣旨等	1
2	厚真町の自殺の状況	2
3	厚真町の対策が優先されるべき対象群	5
4	厚真町のこころの健康に関する概況	6
5	自殺対策の基本的な考え方	8
6	自殺対策における基本体系と基本施策	9
7	自殺対策における重点施策	16
8	自殺対策の推進体制と評価	22

資料編

	自殺総合対策大綱	24
	生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例	25
	自殺の危機経路	26
	厚真町いのちを支える計画策定委員会設置要綱	27

1 計画の趣旨等

○計画策定の趣旨

我が国の年間の自殺者数は、平成 10 年に急増して年間 3 万人を超え、減少の兆しが見えない状態が何年も続きました。こうした状況を踏まえ、国は平成 18 年に自殺対策基本法を施行し、自殺を「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識することで、様々な対策が行われています。その結果、自殺者数は平成 22 年から減少傾向となり、平成 24 年には 3 万人を割り込み、その後 5 年連続で自殺者数は 3 万人を下回ったものの、主要先進 7 か国の中で最も自殺死亡率が高い状態が続いています。そのため、平成 28 年 3 月に自殺対策を更に強化するために自殺対策基本法が改正され、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられました。

これらの背景を踏まえて、厚真町においても、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための「厚真町のちを支える計画」を策定することとしました。

本計画は、地域に密着した取り組みを推進するとともに、関係機関との連携強化を図り、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進することに重点を置いて策定しました。

○計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。また、本計画の推進にあたっては、「第 4 次厚真町総合計画」、「健康あつま 2 1」等の関連計画等との整合性を図るものとします。

○計画の期間

厚真町では平成 25 年度に策定した「健康あつま 2 1」の「こころの健康」の部門において、自殺者数の減少を目標とし、こころの健康に関する教育の推進と相談事業の推進の体制整備を掲げており、本計画は、健康あつま 2 1 と内容が重なる計画となります。

そのため、第 2 期以降の厚真町のちを支える計画は、健康あつま 2 1 と一体化して策定することが望ましく、本計画の期間は健康あつま 2 1 の計画期間とあわせ、「令和元年度～令和 4 年度」までの 4 年間とします。

2 厚真町の自殺の状況

厚生労働省「人口動態統計」と自殺総合対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」から、厚真町の自殺の状況は以下のようになっています。

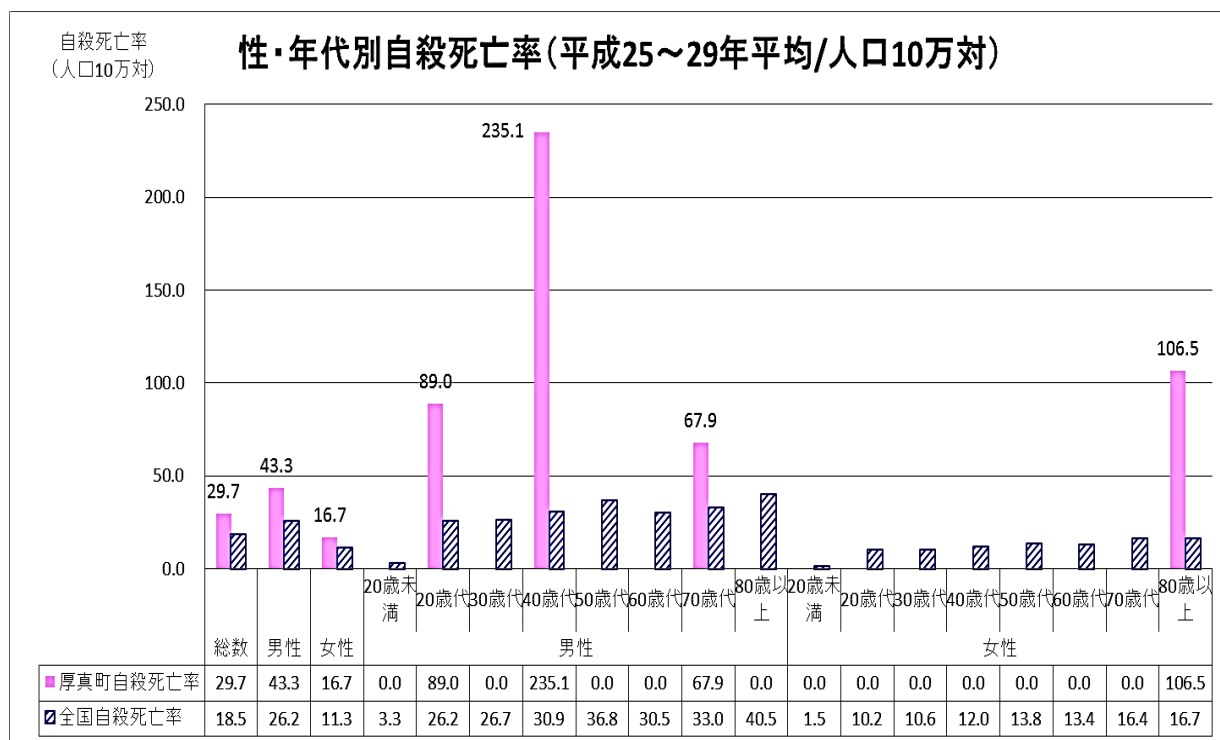
図1 厚真町自殺者数と自殺死亡率の推移



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」【2018】

厚真町では7年間で11名の方が亡くなっています。年によって、増減はありますが、全国や北海道と比較すると、自殺死亡率は高い傾向があります。ただし、平成29年は減少しました（図1）。

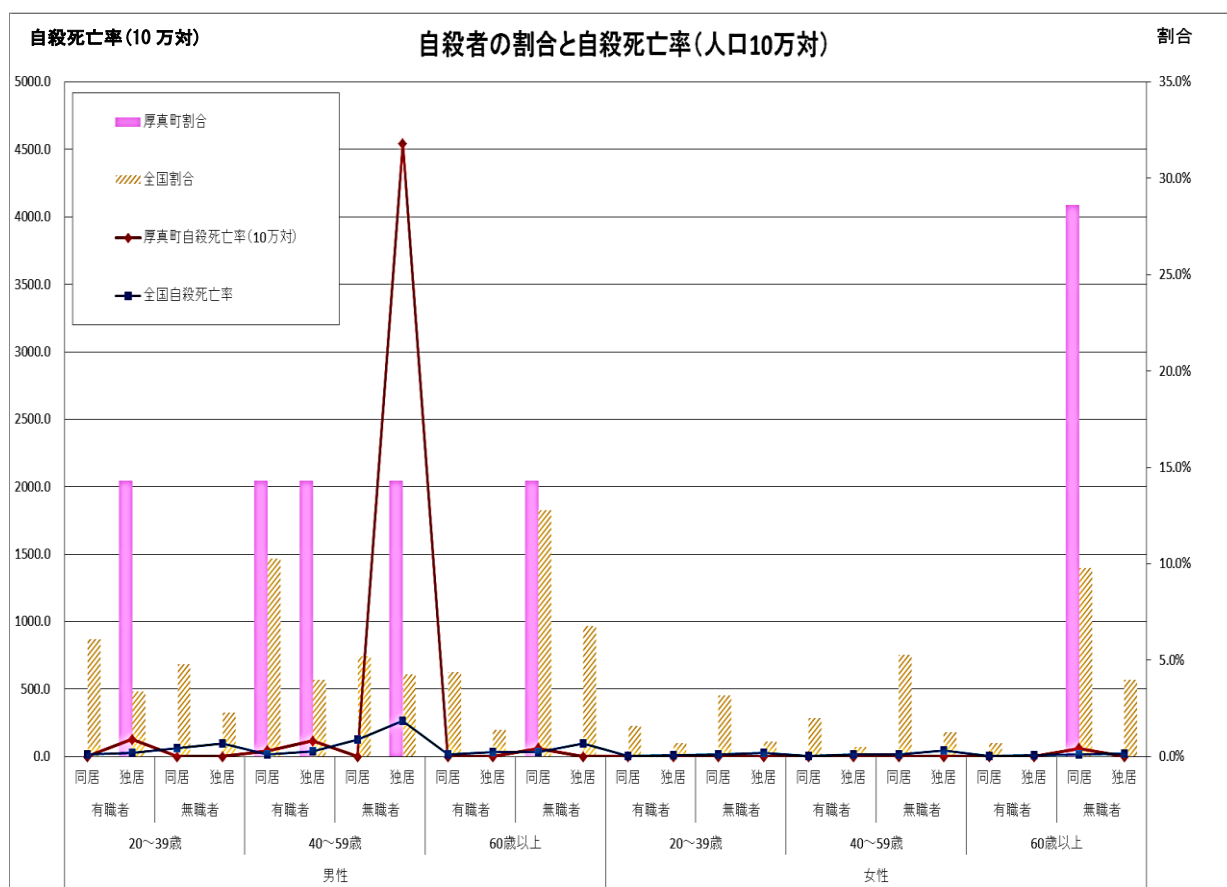
図2 性・年代別の自殺死亡率（平成25～29年平均/人口10万対）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」【2018】

2013（平成25）年～2017（平成29）年までの5年間における平均の性・年代別自殺率を見ると、男性の方が多くなっています。厚真町は40歳代男性の自殺率が最も高く、男性は20歳代と70歳代、女性は80歳以上が全国の自殺率を上回っています（図2）。

図3 自殺者の割合と自殺死亡率（人口10万対）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」【2018】

2013（平成25）年～2017（平成29）年までの5年間における自殺者の割合と自殺死亡率を見ると、40～59歳男性の無職者で独居の死亡率（人口10万対）が高い状況です（図3）。

3 厚真町の対策が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、2013（平成 25）年～2017（平成 29）年の 5 年間に於いて自殺者の多い上位 5 区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。厚真町では、これら 5 区分を支援が優先されるべき対象群として重点的に支援を進めてまいります。

表 1 地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・居住地、H25～29 合計）、国勢調査）

上位 5 区分	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位: 女性 60 歳以上無職同居	60.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位: 男性 40～59 歳無職独居	4545.5	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3 位: 男性 20～39 歳有職独居	126.7	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4 位: 男性 40～59 歳有職独居	115.2	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
5 位: 男性 60 歳以上無職同居	60.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」【2018】

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の分母（人口）は平成 27 年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

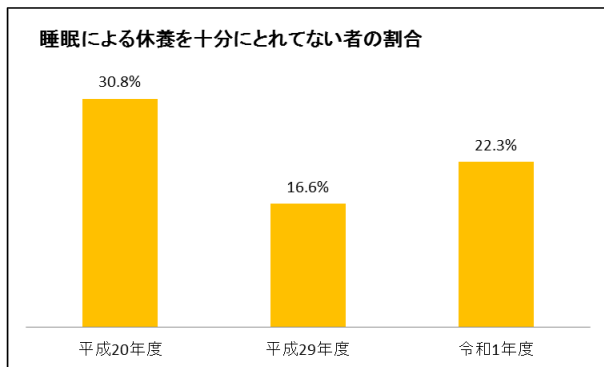
** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしました（詳細は資料編「表 1 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例」、「図 1 自殺の危機経路」を参照）。

4 厚真町のこころの健康に関する概況

厚真町住民健診受診者に対し、「睡眠で休養が十分取れている」の問診項目により、睡眠に関する実態把握をしてきました。

「いいえ」と回答した方の割合は、平成 20 年度 30.8%、平成 29 年度 16.6%と減少しましたが、胆振東部地震発生後に実施した令和元年度は 22.3%と増加が見られました（図 4）。

図 4 睡眠による休養を十分にとれていない者の割合



資料：

厚真町特定（基本）健康診査受診券・問診票

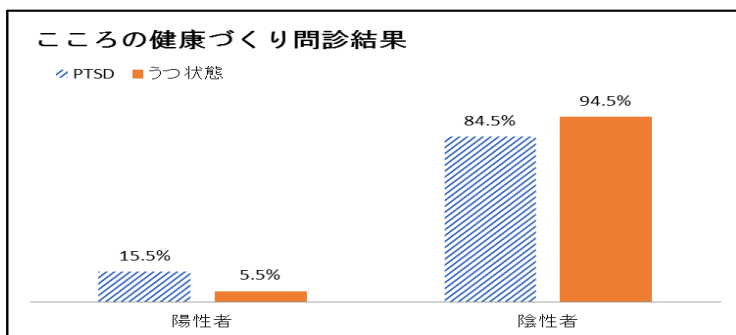
令和元年度は、厚真町住民健診受診者に対し、「こころの健康づくり問診」を実施しました。これは、スクリーニング質問票（SQD）の項目を活用することにより、被災者のストレス状況を心的外傷後ストレス障害（以下 PTSD という）及びうつ状態の観点から把握できるチェックリストです。

PTSD で陽性と判断された方は全体の 15.5%、うつ状態で陽性と判断された方は全体の 5.5%でした（図 5）。

厚生労働省によると、自然災害被災者の PTSD 発生率は約 3%と想定されており、これと比較するとかなり高い状態です。しかし、SQD によるスクリーニングであることから、陽性者が実際の PTSD 者であることとは違うことに留意が必要であり、この中の一部の方が PTSD 者と考えられる状況です。

また、うつ状態についても、厚生労働省によると、うつ患者数は全人口の 1%弱であり、それと比較すると本問診での出現率はかなり高い状態ですが、PTSD 同様に、陽性者が実際のうつ状態であることとは違うことに留意が必要であり、この中的一部分の方がうつ状態と考えられる状況です。

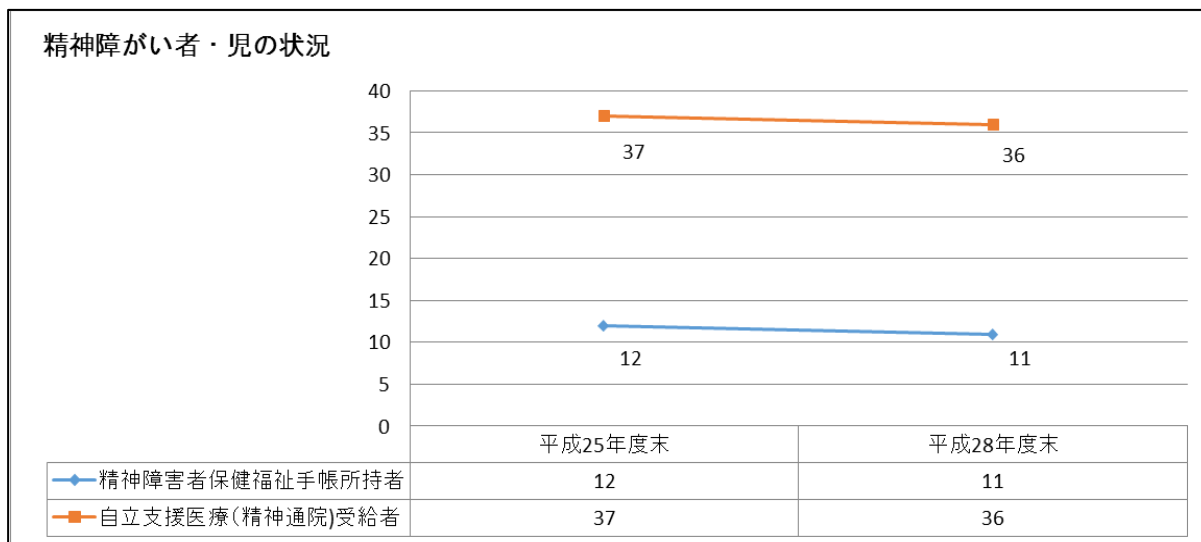
図 5 こころの健康づくり問診結果



資料：こころの健康づくり問診票

精神障がい者・児の数は、10名強で推移しています。また、自立支援医療（精神通院）の受給者証の保持者は、2016(平成28)年度では36人となっています（図6）。

図6 精神障がい者・児の状況



資料：第5期厚真町障がい福祉計画

以上のことから厚真町の自殺の傾向及び対策の方向性を次のようにまとめました。

【厚真町における自殺の傾向と対策の方向性】

- ①男性では無職独居の自殺者が一番多いほか、有職者でも独居の自殺者が多いため、個人・家族の方だけでは自殺を防ぎきれない可能性がある。地域の支援や公的・民間の支援等を組み合わせた柔軟な対策が求められる。
- ②女性では、比較的高齢の方の自殺が多く、健康課題等の不安要素による自殺と想定される。健康問題に対しては、既存の保健事業が重要な役割を担うこととなることから、既存事業に自殺対策の方法論を活用する等に取り組んでいくことが求められる。
- ③胆振東部地震発災により、心身への影響の他、生活再建が継続した課題となり、再建に伴う様々なストレス要因から心の不調を招いており、生活再建に向けて、こころのケアが重要となる。

5 自殺対策の基本的な考え方

○計画の基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の健康の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることであるとともに、防ぐことができる社会的な問題であるといえます。

そのため、生きることの包括的な支援として、地域の住民や保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関が実施する取り組みが連携しあい、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢が大切になります。

そこで、「町民一人ひとりが、かけがえのない命を大切にし、ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」を本計画の基本理念とし、「誰もが自殺に追い込まれることのない厚真町」の実現を目指します。

○計画の目標

国は、自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月閣議決定）において、令和 8 年までに自殺率を「30%以上減少させる」としており、自殺死亡率の数値目標を現在の 18.5 から 13 へ減少するとしています。

厚真町における 2013（平成 25）年～2017（平成 29）年の平均自殺率は 29.7 となっています。

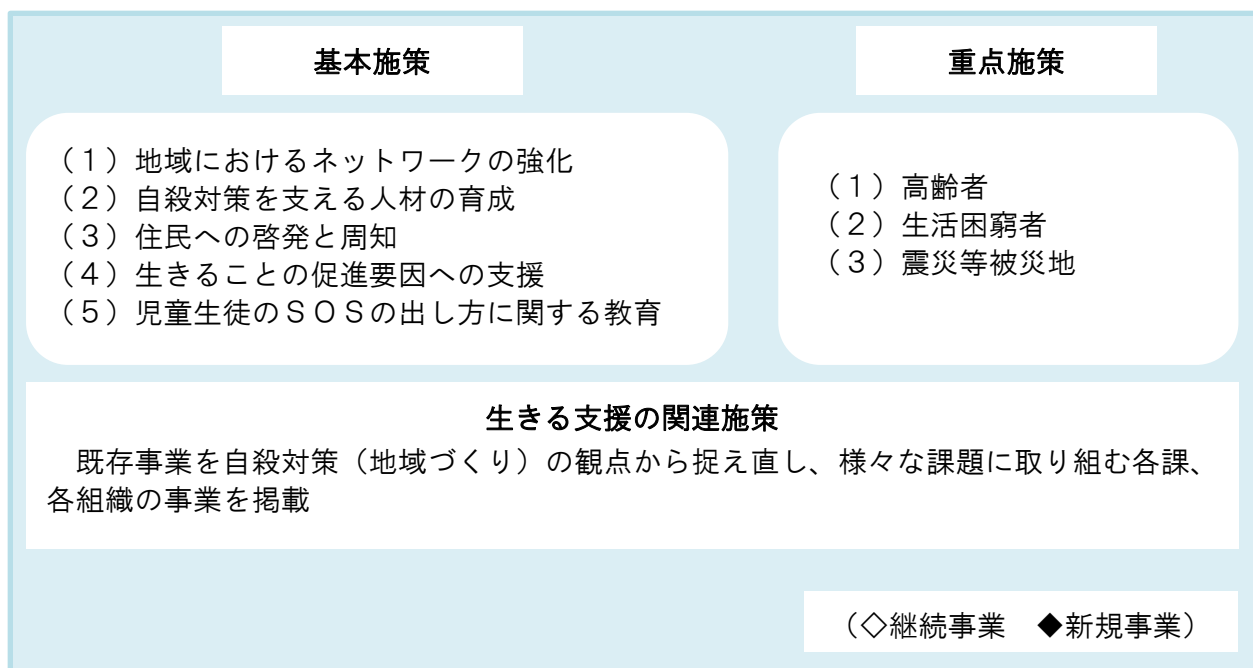
国の自殺減少率と健康あつま 21 の目標である「自殺者数の減少」を踏まえて、計画終了年度（令和 4 年度）を考慮し、中間目標として「15%減少させる」よう、以下のとおり数値目標を設定します。

表 2 厚真町の自殺対策目標

項目	現状値	目標
厚真町の自殺死亡率（10 万対） （過去 5 年間：平成 25～29 年）	29.7	25.2

6 自殺対策における基本体系と基本施策

自殺対策の取り組みを推進するために、厚真町では国が示す2つの資料、人口に応じた自殺対策の方向性と具体的事業が掲載されている「地域自殺対策政策パッケージ」における「基本施策」と地域の自殺の現状分析が掲載されている「自殺実態プロフィール」における「重点施策」を踏まえ取り組みを推進します。



【基本施策】

(1) 地域におけるネットワークの強化

町民や町、関係団体、事業所等が自殺対策を総合的に推進するため、それぞれの役割を明確化し、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

事業名	取組内容	担当機関
◇厚真町あんしんネットワーク	行政、関係機関、団体等の代表者及び町民（サポートスタッフ）で構成する連絡会議や講演会を開催し、高齢者等の見守り活動に関する情報共有と課題の検討等を行い、自殺対策の視点も盛り込み、連携を強化しながら総合的かつ効果的に推進します。	町民福祉課 福祉グループ
◇地域自立支援協議会（第1層協議体）	障がい者や高齢者、家族等が地域で安心して生活を送ることができるよう、自殺対策の視点も加え検討していきます。	町民福祉課 福祉グループ

事業名	取組内容	担当機関
◇要保護児童対策地域協議会	関係者間のネットワークを構築しながら、個別のケース検討を行い、事例に対して情報を共有し、対応を協議します。	町民福祉課 福祉グループ
◇地域ケア会議	高齢者や地域で課題を抱えながら生活している当事者とその家族が、地域で安心して生活が送れるよう、地域で支える仕組みの構築を進めます。	町民福祉課 福祉グループ
◇東胆振自殺予防対策推進連絡会議	地域の自殺予防対策の推進と関係機関並びに団体の連携を強化して、自殺死亡者数の減少と地域住民のこころの健康づくりに取り組みます。	苫小牧保健所

(2) 自殺対策を支える人材の育成

住民や関係者等身近にいる人が、悩みや生活上の困難を早期に気づき、声をかけ、想いに寄り添い、必要に応じて専門職につなぐ行動が、地域でとられるようなスキルアップを図ります。

①さまざまな職種を対象とする研修

事業名	取組内容	担当機関
◆ゲートキーパー養成講座	身近な活動で気づき、見守りを行う人材を養成します。	町民福祉課 健康推進グループ
◇地域保健スタッフの資質向上	保健師等が自殺対策に関する研修会等に参加する等、各種研修機会を活用し、職員の資質向上を図ります。	町民福祉課 健康推進グループ
◇メンタルヘルス不調者対策	事業所の相談体制や復職プログラムの啓発活動に取り組みます。	苫小牧労働基準監督署

②学校教育・社会教育に関わる人への研修

事業名	取組内容	担当機関
◇学校職員への研修	学校職員を対象に研修等の機会にゲートキーパー研修等を行い、児童生徒からの相談の受け方や指導方法、必要時には適切な相談機関へつなぐ等の対応について学ぶ研修を実施します。	生涯学習課 学校教育グループ

③寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

事業名	取組内容	担当機関
◇寄り添い型支援の推進	「寄り添い型支援」とは、自力で解決するエネルギーが残っていない方に耳を傾け、支援を必要とする人に、抱えている問題が解決するまで継続的に行う支援のことです。 庁内の関係課（所）等の機関と連携しながら、自殺未遂者（念慮者）等への寄り添い型支援を行います。	庁内関係課

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であると、社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発や周知を行います。

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

事業名	取組内容	担当機関
◇リーフレット配布	こころに関する普及啓発を行うことで、町民自らの健康を回復させることができるよう、また、相談や講座に参加することができない町民に対して、相談機関の紹介につながるようリーフレットを配布します。	町民福祉課 健康推進グループ 苫小牧保健所 東胆振精神保健協会

②町民向け講演会・イベント等の開催

事業名	取組内容	担当機関
◇やさしい精神保健講座	こころの健康や自殺予防に関する基礎知識の普及啓発を図ります。	町民福祉課 健康推進グループ
◇健康相談等の実施	こころの健康相談を行います。	町民福祉課 健康推進グループ 苫小牧保健所

③メディアを活用した啓発

事業名	取組内容	担当機関
◇広報誌・ホームページの活用	町の広報誌やホームページで、生きる支援（自殺対策）関連の特集記事等を掲載し、住民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。	町民福祉課 健康推進グループ

(4) 生きることの促進要因への支援

居場所づくりなど、孤立のリスクが高い方などが気軽に参加できるような地域づくりを推進します。また、自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みだけではなく、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを合せて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

①居場所づくり活動

事業名	取組内容	担当機関
◇成年後見に関する こと	成年後見制度の普及啓発や町民後見人の養成を行います。	町民福祉課 福祉グループ
◇人権擁護	家庭内の問題や近隣問題、いじめ、差別、セクハラ、パワハラ等に関する相談を行います。	町民福祉課 福祉グループ
◇子育てに関する こと	子育てや育児、発達の相談等を行い支援します。地域での交流事業や巡回児童相談の調整を行います。	町民福祉課 子育て世代包括 支援センター 子育て支援 センター
◇虐待に関する こと	児童の虐待の相談活動等を行います。	町民福祉課 子育て世代包括 支援センター
◇子育て世帯に対 する支援の提供	保護者に対する子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる各種事業を通じて、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。	町民福祉課 子育て世代包括 支援センター 子育て支援 センター
◇子育て世代包括 支援センター事業	妊娠から出産・子育てを応援していく相談窓口と多職種や地域と連携しながら妊娠期からの子育て支援を行う窓口として運営します。	町民福祉課 子育て世代包括 支援センター
◇一時預かり保育 事業	こども園に入所していないお子さんが、保護者の通院やリフレッシュ等のために一時的にこども園を利用することができます。	町民福祉課 子育て支援グル ープ
◇就学に関する 相談	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりに応じた相談を行います。さまざまな場面で予測される困難を軽減することで、児童・生徒、保護者の負担軽減を図ります。	生涯学習課 学校教育グル ープ
◇生活資金の貸付	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会

事業名	取組内容	担当機関
◇日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉協議会
◇地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように取り組みます。	社会福祉協議会
◇職業相談（一般、精神障がい者）、休職給付手続き等	就業に関する様々な相談に対応します。	苫小牧公共職業安定所
◇倒産防止相談	経営の安定に支障を生じている中小企業から相談を受けて、倒産回避の方策や、経営回復の見込みがないものについては、円滑な整理を図り、倒産に伴う社会的混乱を防ぐよう取り組みます。	厚真町商工会 とまこまい広域農業協同組合
◇こころの相談員派遣、被害者相談	小学校、中学校、高校への心の相談員派遣を行います。また、被害者相談に対応します。	苫小牧地区家庭生活カウンセリング協会
◇相談（24時間）	こころの相談に対応します。	苫小牧地域生活支援センター
◇メンタルヘルス相談、健康教育	こころの相談や健康教育を行います。	苫小牧市医師会

②子育て世帯への支援充実

事業名	取組内容	担当機関
◇子育て支援ポイント還元事業（医療費）	高校卒業までのお子さんの窓口で支払った医療費一部負担金を全額ポイント還元する手続きを行います。	町民福祉課 子育て支援グループ
◇子育て支援ポイント還元事業（保育料）	こども園の利用にあたって保護者が負担した利用者負担額の2割をポイント還元する手続きを行います。	町民福祉課 子育て支援グループ
◇子育て支援ポイント還元事業（高校生通学費）	町外の高校に在学している高校生の保護者が負担している通学費や下宿代等の一部をポイント還元する手続きを行います。	町民福祉課 子育て支援グループ
◇子育て支援ポイント還元事業（民間賃貸住宅）	町内の民間賃貸住宅に18歳までのお子さんと同居している世帯に家賃の一部をポイント還元する手続きを行います。	町民福祉課 子育て支援グループ

事業名	取組内容	担当機関
◇結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新居の引越費用等の一部を支援します。	町民福祉課 子育て支援グループ
◇出産祝い金の支給	第三子以降の子どもが生まれた場合に、出生した子ども一人につき支給されます。	町民福祉課 子育て支援グループ

③自殺未遂者への支援

事業名	取組内容	担当機関
◇救急医療	自殺未遂者に対して救急医療に取り組みます。	苫小牧市立病院 王子総合病院
◇救急搬送	自殺未遂者に対する救急搬送に対応します。	胆振東部消防組合
◇精神科医療、相談	自殺未遂者に対して、救急医療と連携して対応します。	医療法人社団 玄洋会 社会医療法人 こぶし 苫小牧緑ヶ丘病院 すみかわメンタル クリニック
◇急性期医療(救命)、自殺念慮のある患者(一般科入院患者)への支援、家族支援	救急医療と協力し、本人や家族への支援を行います。	北海道看護協会苫小牧支部
◇自傷が起きた場合の対応	自傷が起きた場合に、医療機関等と連携して対応します。	苫小牧警察署
◇健康相談等の実施	リーフレットを作成し、自殺未遂者に対し、相談支援を行います。	苫小牧保健所 北海道立精神保健福祉センター

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

①SOSの出し方に関する教育の実施

事業名	取組内容	担当機関
◇SOSの出し方に関する教育	悩みを一人で抱え込まずに周りに助けを求めることの必要性やストレスへの対処法などを教えます。実際に相談できる窓口を提示・周知し、相談しやすい環境づくりを行います。	生涯学習課 学校教育グループ
◇命の教育	小学生、中学生を対象に性教育時等に専門家が講師となり、いのちの大切さやデートDVについて学習を深めます。	生涯学習課 学校教育グループ 町民福祉課 健康推進グループ

事業名	取組内容	担当機関
◇スクールカウンセラー配置事業	不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置します。児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実を図ります。	生涯学習課 学校教育グループ
◇小学校における不登校・長期欠席対策	学校へ不登校の兆候などが見え始めた児童に対して登校支援等を行うことで、不登校の未然防止や新たな不登校児を生まない取組を推進します。	生涯学習課 学校教育グループ
◇いじめ防止対策事業	いじめ問題対策連絡協議会の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を行い、いじめの早期発見、即時対応、再発予防を図ります。	生涯学習課 学校教育グループ
◇教育相談	お子さんの教育上の悩みや心配ごとを相談員が面接や電話等で応じます。いじめや不登校等の問題を共に考え、解決に向けて支援します。	生涯学習課 学校教育グループ
◇学校生活満足度アンケートの実施	児童・生徒に対して学校生活に関するアンケート調査を行い、こころの健康状態や学級の状況を把握します。必要時には適切な支援につなげ、学級の状況改善を図ります。	生涯学習課 学校教育グループ
◇外国籍児童生徒就学相談	外国籍児童生徒及びその保護者からの就学、学校生活に関する相談に応じます。就学に際しては日本語教室の紹介、就学後の相談に対しては、学校訪問や関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	生涯学習課 学校教育グループ
◇命を大切にする指導、命の授業、中1ギャップ未然防止事業および高校生ステップアップ、プログラム指定校における自殺予防教育プログラム	命を大切にする指導、命の授業、中1ギャップ未然防止事業および高校生ステップアップ、プログラム指定校における自殺予防教育プログラムに取り組めます。	北海道教育庁胆振教育局

②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

事業名	取組内容	担当機関
◇スクールソーシャルワーカーの活用	専門的知識を持つ相談員を活用し、不登校等のさまざまな問題を抱える児童・生徒及び保護者の相談に応じます。家庭環境等複雑な背景や当該児童生徒の特性等への対応を含め、必要に応じて学校外の関係者とも連携し、多角的実効的な支援体制により不安の軽減、解決を図ります。	生涯学習課 学校教育グループ
◇不登校・長期欠席児童生徒支援のための異校間連絡会議	不登校など支援が必要な児童・生徒に対して継続した支援が行えるよう、必要に応じ異なる学校間（小中・中高）による連絡会議を開催し、情報共有を図ります。 不登校の児童・生徒に対する対応し、学校や学校以外の場所で、集団に入る力を身につけたり、心の安定を図ること、学習できる場の提供などを行います。	生涯学習課 学校教育グループ

7 自殺対策における重点施策

基本施策を元に、厚真町における自殺の傾向と対策の方向性をふまえて、以下の対策を重点施策として推進します。

(1) 高齢者

高齢者は、健康問題や家族問題など、自殺につながりやすい特有の課題を抱え込みやすい傾向があります。また、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい状況もあります。これらのことから、地域包括ケアシステムの構築や、高齢者の居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する等により、高齢者が住み慣れた地域で活躍しながら、暮らし続けられるための仕組みづくりを行います。

①包括的な支援のための連携の推進

事業名	取組内容	担当機関
◇地域包括支援センターに関すること	高齢者の日常生活における相談支援等を行います。	地域包括支援センター
◇高齢者の相談に関すること	福祉サービス全般、要介護高齢者やその家族の方への相談や指導を行います。	地域包括支援センター 町民福祉課 福祉グループ

事業名	取組内容	担当機関
◇地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの運営状況や地域における高齢者の現状、課題を協議します。	地域包括支援センター 町民福祉課 福祉グループ
◇認知症サポーター養成講座	認知症サポーターを養成し、認知症サポーターが認知症介護者の自殺リスクの早期発見と対応について理解し、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	社会福祉協議会 (町民福祉課)
◇認知症キャラバンメイトスキルアップ講座	地域にいる認知症キャラバンメイトのスキルを向上し、認知症サポーターが認知症介護者の自殺リスクを確認した場合の相談・支援の役割を担えるよう支援します。	社会福祉協議会 (町民福祉課)

②地域における要介護者に対する支援

事業名	取組内容	担当機関
◇介護家族教室	介護者のいる家族で介護にあたる方が介護に必要な知識や技術を習得するための講習会を開催します。	地域包括支援センター
◇ケア会議	介護・福祉・医療・保健の実務担当者による調整会議を行い、多職種での連携体制の整備に取り組みます。	地域包括支援センター 町民福祉課 健康推進グループ
◇介護や認知症、高齢者の介護予防に関する相談	介護認定や、認知症、介護予防事業等、本人及び家族に対する相談・支援を行います。	地域包括支援センター 町民福祉課 福祉グループ 健康推進グループ
◇適切な介護サービス等の利用支援	高齢者の身体等の状態変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。	地域包括支援センター 町民福祉課 福祉グループ

③高齢者の健康不安に対する支援

事業名	取組内容	担当機関
◇認知症初期集中支援チーム	認知症を早期に発見し、必要な診断、治療、サービスなどの活用を図り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援します。	町民福祉課 福祉グループ 健康推進グループ

事業名	取組内容	担当機関
◇健康相談に関する こと	からだやこころの健康の相談を行います。	町民福祉課 健康推進グループ
◇生活習慣病予防	特定（基本）健診・特定保健指導やがん検診の機会を活用し、生活習慣病のリスクが高いと思われる町民に対する支援を行います。	町民福祉課 健康推進グループ

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業名	取組内容	担当機関
◇高齢者大学に関する こと	高齢者を対象とした講座を行います。	町民福祉課 福祉グループ
◇在宅医療と介護の 連携に関すること	在宅医療と介護の連携やネットワーク構築を進めます。	町民福祉課 福祉グループ 健康推進グループ 地域包括支援センター
◇老人クラブに関する こと	老人クラブへの支援を行います。	社会福祉協議会
◇高齢者の外出や居 場所づくりに関する こと	高齢者の外出や移動支援、居場所づくりにより、社会参加の促進を進めます	地域包括支援セン ター
◇介護家族に関する こと	家族を介護する方への相談や情報提供等の実施、健康教育等で介護のコツなどを情報提供します。	地域包括支援セン ター
◇在宅高齢者ふれあ いサロン	高齢者や障がい者がサロンに参加し、参加者やスタッフと交流することで孤立や孤独を防ぐと共に、ストレス解消やリフレッシュにより、仲間づくりができるよう支援します。	社会福祉協議会
◇高齢者の健康づく り	高齢者が地域で集える機会を設けることで、リフレッシュやストレス解消を図るとともに、高齢者の状況把握により、リスクの高い方については、専門機関につなぐ等、支援に努めます。	地域包括支援セン ター
◇配食サービス	配食サービスの利用者が抱えた異変に気づけるよう、配食を通して見守りを行います。	社会福祉協議会 ＣＯＯＰ札幌
◆小地域ネットワー ク会議	一人暮らし、寝たきり、認知症等要援護者一人ひとりに対し、近隣の人々が見守り活動や援助活動を行える体制作りを協議します。	社会福祉協議会

事業名	取組内容	担当機関
◇権利擁護事業	高齢者の虐待防止や虐待の早期発見のためのネットワークを構築し、成年後見制度を始め、権利擁護のための情報提供や相談等を行います。	地域包括支援センター
◇元気脳チェック	認知症により要介護状態になる可能性の高い高齢者を早期に発見し、生活状況の把握を行い、必要な支援へつなげます。	地域包括支援センター
◇介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対し、介護予防を目的にして、日常生活の支援及び総合事業や閉じこもり予防、自立支援に資するサービスの提供をします。	地域包括支援センター
◆認知症カフェ	認知症の方やその家族が気軽に出かけられ、また地域の人たちとの交流を深める場となるよう、カフェの実施を検討します。	町民福祉課 福祉グループ 健康推進グループ 地域包括支援センター
◇ボランティアセンターの運営	高齢者の生きがいづくり、傾聴ボランティア等自殺対策にもつなげるボランティアの人材確保や育成を図ります。	社会福祉協議会
◇ふまネットサポーター養成講座	ふまネットサポーターを養成し、サポーターがふまネット参加者や高齢者の自殺リスクの早期発見と対応について理解し、気づき役としての役割を担えるよう支援します。	社会福祉協議会
◇高齢者が集える機会の提供	高齢者が地域で元気に生活ができるよう、介護予防事業等を実施します。	地域包括支援センター 町民福祉課 健康推進グループ

(2) 生活困窮者

生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向です。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者を早期に発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取り組みを推進します。

①相談支援、生活支援の充実

事業名	取組内容	担当機関
◇生活困窮者自立支援事務業務	生活困窮に陥っている方からの相談窓口として、生活や就労、その他自立の相談に応じて必要な情報提供及び助言を行います。	胆振総合振興局 町民福祉課 福祉グループ

事業名	取組内容	担当機関
◇生活福祉資金貸付	生活困窮状態の方に対し、一時的つなぎ資金として現金貸付することで、経済的自立を助長し、生活の安定促進を図ります。	社会福祉協議会
◇生活保護や自立支援に関すること	生活保護を受けている方に助言や指導を行います。	町民福祉課 福祉グループ
◇弁護士による無料法律相談会	札幌弁護士会地域司法対策委員会による無料法律相談会を開催しています。	総務課 総務人事グループ
◇相談先情報の提供	納税や保険料の支払いのため、窓口を訪れた町民に対し、支援先の情報を提供します。	会計室
◇各種保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)の減免や徴収に関すること	保険料の減免や納付に関する相談等を行います。	総務課 税務グループ 町民福祉課 福祉グループ 町民生活グループ
◇町税の減免や徴収に関すること	町税の減免や納付に関する相談等を行います。	総務課 税務グループ
◇滞納金の徴収を担当する職員への研修	滞納金の徴収担当者向けの研修の中で、滞納の解消に必要な知識だけでなく、滞納者の抱える問題への気づきや、必要な支援の案内等をするための知識の習得を目指します。	総務課 税務グループ
◇住民への相談事業	住民への相談業務。抱えた問題に対して助言や各窓口へ案内等を行います。	総務課 税務グループ (全課)
◇水道、下水道、浄化槽料金に関すること	料金の納付に関連する相談業務等を行います。	建設課 上下水道グループ
◇ひとり親家庭への手当	児童扶養手当の手続き等を行います。	町民福祉課 子育て支援グループ
◇ひとり親家庭への支援	母子・父子・寡婦福祉資金の相談・貸付を行います。	胆振総合振興局
◇認定こども園入所に関すること	こども園への入所の手続き、保育料・給食費の減免や納付に関連する相談等を行います。	町民福祉課 子育て支援グループ
◇補足給付費制度	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯へこども園の給食費・教材費などの援助を行います。	町民福祉課 子育て支援グループ

事業名	取組内容	担当機関
◇就学援助と特別支援学級就学奨励補助	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。	生涯学習課 学校教育グループ
◇複数の問題を抱える人へのつなぎの強化	自殺のリスクの高い人の中には、病気や事業不振、離婚、多重債務などの深刻な問題を複数抱えている人も少なくありません。そうした方々を早期に発見し、包括的な支援へとつなげていくために、関係課との連携を強化します。	総務課 税務グループ (全課)

(3) 震災等被災地

自然災害では家族・親族・知人・住居、生業を突然喪失したり、身体や心に深刻な影響を与えるような体験をする被災者が多いと言われています。

また、被災者は、生活再建にかかる様々なストレス要因を抱えることになるため、自殺対策として、孤立防止やこころのケアを生活再建等の復興関連施策と整合性をとりながら、中長期・継続的に取り組んでいきます。

①大規模災害被災者に対する支援対策の推進

事業名	取組内容	担当機関
◆災害時こころのケア	保健師等が、被災者の孤立防止、こころの問題に早く気づき対応できるよう支援するほか、カウンセリング技術など専門的な知見を有する臨床心理士を活用した事業を実施します。また、事業を通して把握された課題からこころ対策の充実を図ります。	町民福祉課 健康推進グループ 苫小牧保健所 北海道立精神保健福祉センター 北海道臨床心理士会
◇仮設入居者、再建者等	仮設入居者、再建者の生活支援と、コミュニティづくり等を行い、対象者を支える生活支援相談員(LSA)を配置します。	社会福祉協議会 町民福祉課 福祉グループ
◇各種団体との連携	健康づくり推進協議会、地区保健福祉推進員、食生活改善推進協議会、民生委員等地域で活動する住民と行政や関係団体との連携、協働に取り組みます。	町民福祉課 健康推進グループ 福祉グループ 社会福祉協議会 地域包括支援センター

事業名	取組内容	担当機関
◇仮設入居者等連絡会議	庁舎内、外部団体等、関係者間で、仮設入居者等が抱える問題、課題を共有し、解決に向け調整します。	町民福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 苫小牧保健所
◆被災児童生徒の心のサポート・防災学習の推進	被災後の児童生徒の一部に心的外傷後ストレス障害などの精神疾患を発症したり、数年後にストレス症状が出る場合も報告されていることから、学校及び福祉部局、臨床心理士、精神科医など関係機関と連携した体制を構築し心のサポートと防災学習を推進します。	生涯学習課 学校教育グループ

8 自殺対策の推進体制と評価

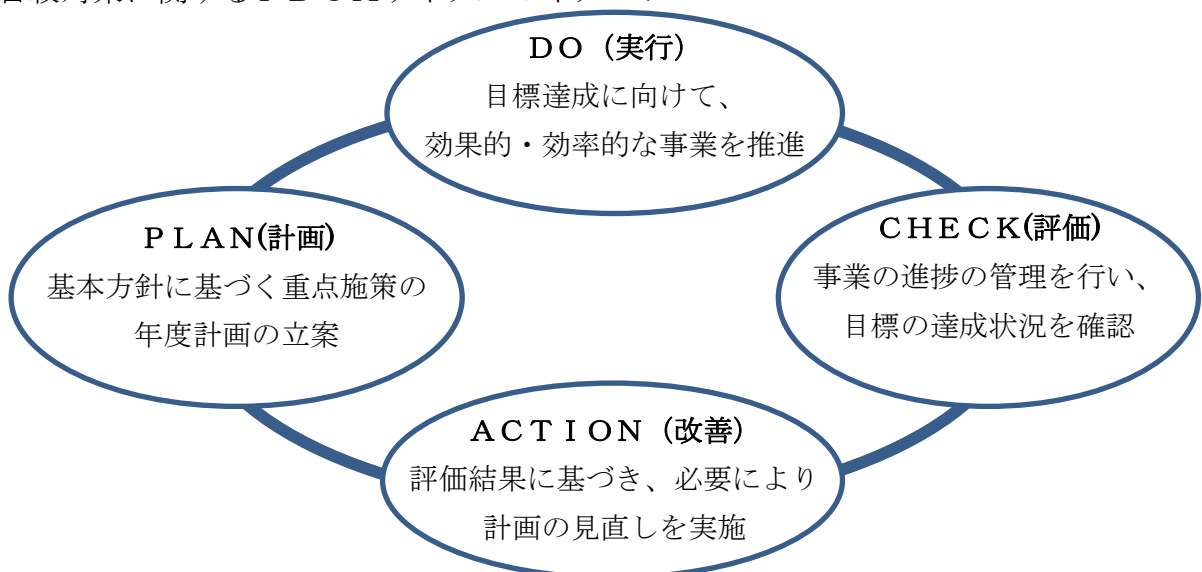
自殺対策やこころの健康づくりの推進のためには、町民一人ひとり、関係団体、行政等が連携・協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。

また、計画を具体的かつ効率的に推進していくために、P D C Aサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗管理については、毎年度重点施策の実施状況及び目標の達成状況等の把握を行うとともに、必要に応じて目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である令和4年度には最終評価を行います。健康づくり推進協議会等を活用し、設定した数値目標の達成状況や、次に目指していくべき方向性を見出し、新たな取組や施策等の見直しを行い、次期の計画策定に活かしていきます。

○自殺対策に関するP D C Aサイクルのイメージ



資料編 

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- 自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

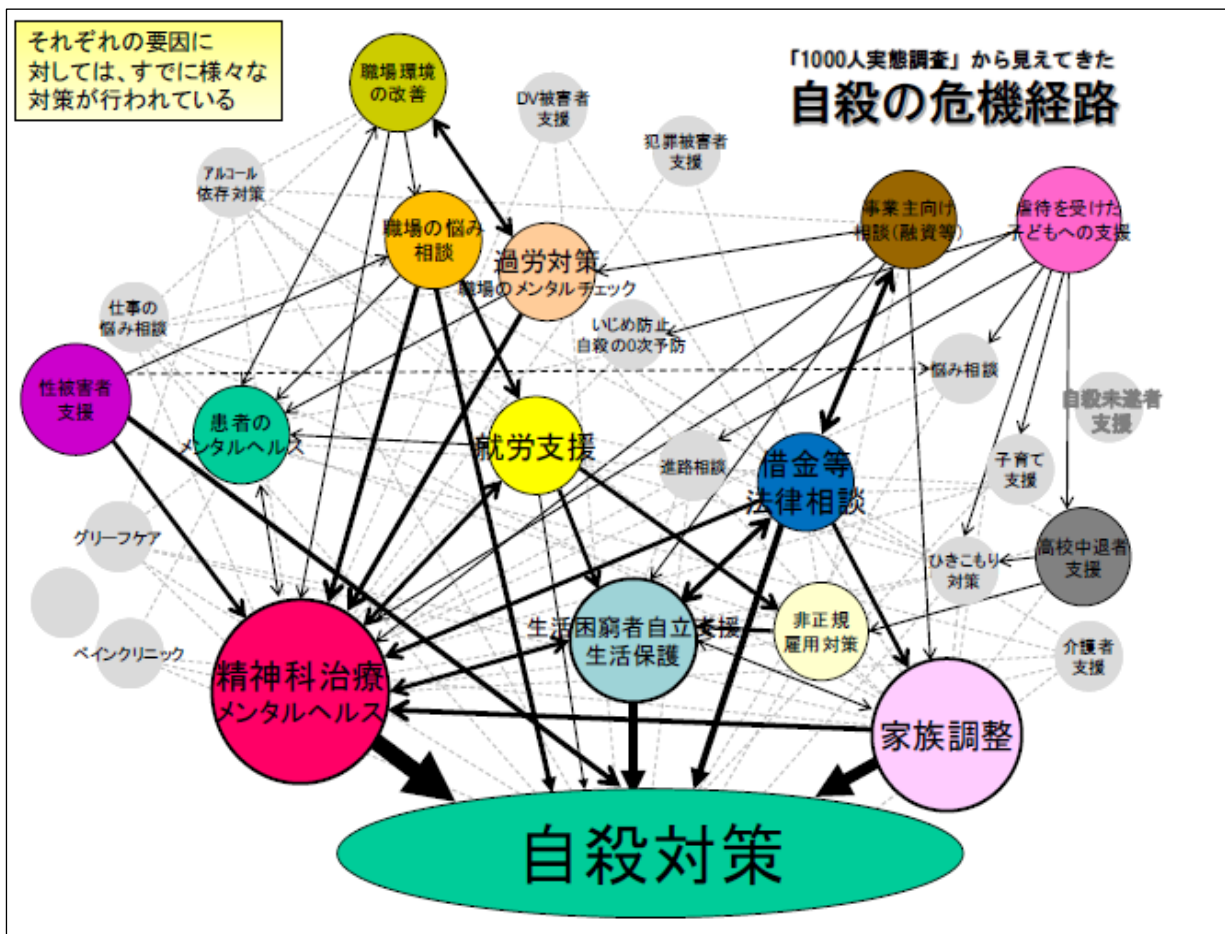
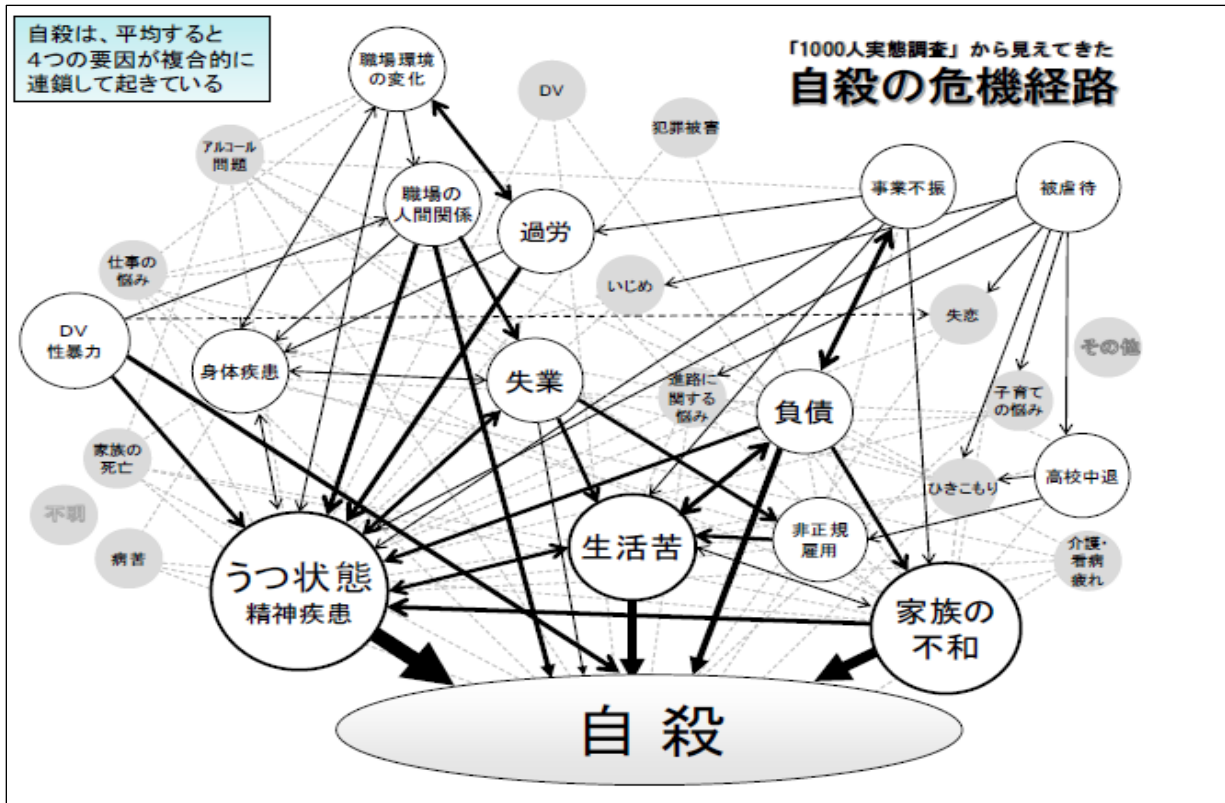
※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2.国民一人ひとりの気付きと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門職などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7.社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童青少年、性被害・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊娠への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8.自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9.遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10.民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12.勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

表1 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況				背景にある主な危機経路の例
男性	20～39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺	
		独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺	
	無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺	
		独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺	
女性	20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→退職／復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

図1 自殺の危機経路



厚真町いのちを支える計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ストレス過多の現代社会において、誰もが自殺に追い込まれることのない地域の実現のための計画(以下、「厚真町いのちを支える計画」という。)を策定するため、厚真町いのちを支える計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 厚真町いのちを支える計画の立案に関すること。
- (2) その他厚真町いのちを支える計画に必要な事項と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める者を持って組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行の日から計画の策定が終了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長および副委員長を各1名置く。

2 委員長は副町長、副委員長は町民福祉課長をもってそれぞれを充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の職は、町民福祉課健康推進グループにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月23日から施行する。

別 表

1	委員長	厚真町 副町長
2	副委員長	厚真町 町民福祉課長
3	委員	厚真町 地方創生総合戦略理事
4	委員	厚真町 災害復興理事
5	委員	厚真町 総務課長
6	委員	厚真町 総務課参事
7	委員	厚真町 町民福祉課参事
8	委員	厚真町 まちづくり推進課長
9	委員	厚真町 まちづくり推進課参事
10	委員	厚真町 産業経済課参事
11	委員	厚真町 建設課長
12	委員	厚真町 建設課参事
13	委員	厚真町 建設課災害対策担当課長
14	委員	厚真町 上厚真支所長
15	委員	厚真町 会計室会計管理者
16	委員	厚真町 議会事務局長
17	委員	厚真町 生涯学習課長
18	委員	厚真町 生涯学習課参事
19	委員	厚真町 社会福祉協議会事務局長
20	委員	胆振東部消防組合厚真支署長